

協議第45号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて提出する。

平成16年1月22日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等については、次のとおり調整するものとする。

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、新市において調整を図るものとする。
- (2) 手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	使用料、手数料等の取扱い
---------	--------------

関 連 項 目	使 用 料 手 数 料
---------	----------------

調整内容	使用料、手数料等については、次のとおり調整するものとする。 1. 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については新市において調整を図るものとする。 2. 手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。
------	---

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
使 用 料	本荘中央公民館	矢島町コミュニティセンター 「日新館」 町民大ホール 9:00～13:00 8,400円 13:00～17:00 8,400円 9:00～17:00 10,500円 13:00～21:00 10,500円 9:00～21:00 12,600円 17:00～21:00 8,400円 調理実習室・和室研修室・学習室 展示発表室・創作活動室・視聴覚 室・サークル室 9:00～13:00 1,050円 13:00～17:00 1,050円 9:00～17:00 2,100円 13:00～21:00 2,100円 9:00～21:00 3,150円 17:00～21:00 1,050円 会議等で宴会が付随する時は5割 増しとする	岩城町コミュニティセンター 「岩城会館」 8時～正午 正午～17時 17時～22時 終日 大ホール 2,570円 2,570円 3,910円 7,820円 第一研修室(1室) 610円 610円 920円 1,850円 第一研修室(全室) 1,030円 1,030円 1,540円 3,090円 第二研修室 510円 510円 720円 1,440円 調理実習室 820円 820円 1,230円 2,470円 伝承室 510円 510円 720円 1,440円 会議室(1室) 610円 610円 920円 1,850円 会議室(全室) 1,030円 1,030円 1,540円 3,090円 冷暖房使用1時間500円	由利町中央コミュニティセンター 「善隣館」 (8:30～12:00)(12:00～17:00)(17:00～21:00) 町民ホール 7,000円 7,000円 10,000円 談話室 1,000円 1,000円 1,500円 会議室 1,500円 1,500円 2,300円 視聴覚室 2,000円 2,000円 3,000円 研修室(和室) 3,500円 3,500円 5,000円 第1和室 1,500円 1,500円 2,000円 第2和室 1,000円 1,000円 1,500円 調理室 1,000円 1,000円 1,500円 日曜・祭日は2割増 ・暖冷房は実費 ・使用料の合計額に105/100を乗ずる ・会議等で宴会が付随する場合は5割増 ・入場料を徴収する場合は、1回につき 一人から徴収する最高金額の10人分に 相当する金額を割増使用料として徴収。 ・全館貸し切り使用するとき、特別使 用料として上記使用料の外に1日につ き10,000円を徴収。
	本荘中央公民館分館			
	子吉公民館			
	小友公民館			
	南内越公民館			
	北内越公民館			
	面積(m ²) 0～29			
	8:30～17:00 17:00～21:00			
	1時間 100円 1時間 170円			
	面積(m ²) 30～99			
	8:30～17:00 17:00～21:00			
	1時間 200円 1時間 300円			
	面積(m ²) 100～			
	8:30～17:00 17:00～21:00			
	1時間 300円 1時間 400円			
冷暖房使用 2割増				
市外在住者 5割増				
使用料の合計額に105/100を乗ずる				

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)

項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
使用料	<p>大内町農村環境改善センター (大内町公民館)</p> <p>多目的ホール(基本料金) 9:00~17:00 1時間 2,000円 17:00~21:00 1時間 2,500円 宴会が伴う場合50%加算 冠婚葬祭は1日42,000円 冷房使用料 1時間あたり1,000円 暖房使用料 1時間あたり 700円</p> <p>大 広 間 半 日 2,500円 1 日 5,500円 夜 間 4,000円 暖房料 1時間 300円</p> <p>その他の室 半 日 700円 1 日 1,400円 夜 間 1,200円 暖房料 100円</p> <p>調理実習室 半 日 2,000円 1 日 2,500円 夜 間 1時間 2,000円 冠婚葬祭で全館使用は1日20,000円の特別料金を加算。</p>	<p>東由利町総合開発センター 「有 鄰 館」</p> <p>利用時間(9:00~17:00) 会議・研修のための使用 集 会 室 2,610円 婦人研修室 1,560円 農林研修室 510円 小会議室 300円 全 館 7,860円</p> <p>宴会又は宴会を伴う会議等の使用 集 会 室 9,450円 婦人研修室 6,300円 農林研修室 1,250円 全 館 15,750円</p> <p>午後5時以降の使用料は、1時間につきそれぞれの室別使用料の十分の一の額とする。</p> <p>東由利町公民館 使用料は全室無料</p>	<p>町民センター「シーガル」 (西目町公民館)</p> <p>講堂(ホール) 9時~正午 8,000円 13時~17時 9,600円 18時~22時 9,600円</p> <p>会議室、団体活動室、研修室1(舞踊室)、研修室2(音楽室)、パイオ研修室、コンピュータ研修室、創作活動室、営農相談・情報処理室</p> <p>9時~正午 1,000円 13時~17時 1,200円 18時~10時 1,200円</p> <p>研修室3(日本間全室)、ギャラリー 9時~正午 2,000円 13時~17時 2,400円 18時~10時 2,400円</p> <p>研修室3(日本間A)、研修室3(日本間B)、調理実習室、パイオコンピュータ全室 9時~正午 1,500円 13時~17時 1,800円 18時~10時 1,800円</p> <p>冷暖房料は、別途 公民館結婚式で全館を使用する場合は、30,000円 (冷暖房料金は使用料の50%) 営利を目的とする場合の使用料は、上記使用料の50%を加算するものとする。 使用料金は使用時間の区分に該当する金額とし、2つ以上の区分に該当する場合は、各々を合算した金額とする。</p>	<p>町民会館「紫水館」・ふるさとセンター (鳥海町公民館)</p> <p>9:00~17:00 17:00~21:00 多目的ホール 2,000円 2,500円</p> <p>創作室 200円 300円</p> <p>興起室 200円 300円</p> <p>客 室(青雲) 200円 300円</p> <p>講座室(全) 200円 300円</p> <p>講座室(大) 150円 200円</p> <p>講座室(小) 100円 150円</p> <p>調理実習室 200円 300円</p> <p>総合研修室 200円 300円</p> <p>農事研修室 150円 200円</p> <p>冷暖房を使用した場合は、使用料の20%増 会議で宴会が付随する場合は、その時間の使用料は50%増 結婚披露宴に使用の場合は、25,000円(9:00~17:00) 使用料は、使用実時間(1時間未満は1時間)とし、準備及び後始末の時間は料金対象としない。 使用料の合計額に105/100を乗ずる</p>

調整内容	使用料、手数料等については、次のとおり調整するものとする。 1. 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については新市において調整を図るものとする。 2. 手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。
------	---

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
使 用 料	本荘由利総合運動公園 「水林球場」 入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツに使用する場合 生徒・児童 1時間 500円 1日 4,000円 一 般 1時間 700円 1日 5,600円 その他の催物に使用するとき 平 日 1時間 1,800円 1日 14,400円 土・日・休日 1時間 2,300円 1日 18,400円 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツに使用する場合 生徒・児童 1時間 1,400円 1日 12,600円 一 般 1時間 2,100円 1日 18,900円 その他の催物に使用するとき ・営利を目的としない催物であるとき 1日につき1日の入場料の最高額の 300人分に相当する額(その額が65,000円に満たない場合は65,000円) ・営利を目的とする催物であるとき 1日につき1日の入場料の最高額の 300人分に相当する額(その額が75,000円に満たない場合は75,000円) 使用料の合計額に105/100を乗ずる	矢島町多目的運動広場 夜間照明使用料 町内の団体 1時間 4,090円 町外の団体 1時間 6,140円	サン・スポーツランド 「岩城野球場」 (すべて2時間当たりの金額) 町内 町内と町外 町外 一 般 510円 720円 1,030円 高校生以下 300円 410円 510円 (H15.10.1~)	由利町立運動公園 「サンライフ・スポーツプラザ」 (すべて1時間当たりの金額) 平 日 土、日曜日及び祝日 ソフトボール場 200円 250円 テニスコート(1面) 200円 200円 ふれあい広場 200円 250円 サッカー場 300円 350円 ゲートボール場(1面) 200円 250円 入場料を徴収する場合 ・営利を目的としない場合 1日につき1日の入場料の最高額の 100人分に相当する額(その額が2万円に満たない場合は2万円) ・営利を目的とする場合 1日につき1日の入場料の最高額の 150人分に相当する額(その額が4万円に満たない場合は4万円)

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)

項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
使用料	<p>山村広場</p> <p>町民無料</p> <p>入場料を徴収しない場合 健康増進のために使用する場合 児童・生徒一使用につき 1時間 150円 1日 1,000円 一般一使用につき 1時間 300円 1日 2,000円 その他に使用する場合 平日一使用につき 1時間 600円 1日 4,800円 土日一使用につき 1時間1,300円 1日10,000円</p> <p>入場料を徴収する場合 健康増進のために使用する場合 児童・生徒一使用につき 1時間 400円 1日 3,000円 一般一使用につき 1時間 700円 1日 5,000円 その他に使用する場合 ・営利目的でない場合 入場料最高額の50人分とし、その額が 15,000円に満たない場合は15,000円 ・営利目的の場合 入場料最高額の50人分とし、その額が 30,000円に満たない場合は30,000円</p>	<p>東由利町野球場</p> <p>野球場 一般 1時間 700円 学生、児童等 1時間 400円</p> <p>ナイター照明施設 1時間 5,000円</p>	<p>西目中学校屋外運動場</p> <p>夜間照明使用料 100ルクス～200ルクス 町内使用料 1時間 4,120円 町外使用料 1時間 8,240円 共同使用料 1時間 6,180円 100ルクス 町内使用料 1時間 3,610円 町外使用料 1時間 6,180円 共同使用料 1時間 5,150円</p>	<p>町民野球場</p> <p>(1時間)町内 町内と町外 町外 アマチュアスポーツ 球場使用 高校生以下 300円 500円 700円 一般 500円 700円 1,000円 放送設備使用 高校生以下 200円 400円 600円 一般 300円 500円 700円 その他の催し 平日 500円 1,000円 土日祝日 1,000円 2,000円</p> <p>使用料の合計額に105/100を乗ずる</p>

調整内容	使用料、手数料等については、次のとおり調整するものとする。 1. 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については新市において調整を図るものとする。 2. 手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。
------	---

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
手 数 料				
税 関 係	租税公課に関する証明 1枚 200円 資産に関する証明 1枚 200円 所得に関する証明 1枚 200円	租税公課に関する証明 1件 200円	租税公課に関する証明 1枚 200円 資産に関する証明 1枚 200円 所得に関する証明 1枚 200円	租税公課に関する証明 1件 200円
狂犬病予防	犬の登録 1頭 3,000円 狂犬病予防注射済票の交付 1頭 550円 犬の鑑札の再交付 1頭 1,600円 狂犬病予防注射済票の再交付 1頭 340円			
公 簿 関 係	公簿の閲覧 1冊 200円 図面の閲覧 1枚 200円	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1件 200円 公簿、公文書又は図面の閲覧 1件 200円	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1枚 200円 公簿の閲覧 1冊 200円 図面の閲覧 1枚 200円	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1枚 200円 公簿の閲覧 1冊 200円 図面の閲覧 1枚 200円

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)

項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
手数料				
税関係	納税に関する証明 1件 200円 資産に関する証明 1件 200円	資産、所得及び公課金に関する証明 1件 200円 納税に関する証明 1件 200円	租税公課に関する証明 1件 200円 納税に関する証明 1件 200円 所得に関する証明 1件 200円 資産に関する証明 1件 200円	公課に関する証明 1件 200円
狂犬病予防	犬の登録 1頭 3,000円 狂犬病予防注射済票の交付 1頭 550円 犬の鑑札の再交付 1頭 1,600円 狂犬病予防注射済票の再交付 1頭 340円			
公簿関係	公簿又は図面の謄本又は抄本の交付 1枚 200円 公簿又は図面の閲覧 1件 200円	公簿の謄本又は抄本の交付 1枚 200円 公簿の閲覧 1件 200円	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1件 200円 公簿、公文書又は図面の閲覧 1件 200円	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1枚 200円 公簿、公文書又は図面の閲覧 1件 200円